

令和5年12月27日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部環境課長

建築物等の解体・改修工事に係る石綿のリーフレットの周知について（依頼）

日頃から、環境行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、建築物等の解体・改修工事においては、施工業者（事業者）に石綿粉じんによるばく露防止対策や石綿飛散防止対策を講じることが義務付けられており、発注者となる建物のオーナー等にも、関係法令に定められた措置を理解いただく必要があります。

この度、厚生労働省、国土交通省及び環境省が作成した発注者向けリーフレットが送付されましたので、貴団体の会員の皆様方に周知いただきますようお願いします。

【参考（厚生労働省ホームページ）】

URL : <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/orderer-r5.pdf>

問合せ先  
大気・交通環境グループ 高瀬  
電話 045(210)4111（直通）